

社会体育施設を 複合化・集約化 する場合補助率が **1/2** に引き上げられました

制度改正の概要

社会体育施設と他の公共施設（社会教育施設・子育て支援施設・学校施設など）とは、機能面等で共通点が多く、**施設の複合化による共通する機能（会議室や更衣室等）の共有**によって、**公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト縮減**を図ることができます。こういった効率的な施設整備を推進するため、**社会体育施設を新改築する際、他の公共施設と複合化・集約化する場合の補助率を1/2に引き上げました。**

対象事業・補助要件

《対象事業》

地域スイミングセンター新改築事業

地域スポーツセンター新改築・改造事業

地域武道センター新改築事業

地域屋外スポーツセンター新改築事業

《補助率》

<現行>

1/3

<引き上げ後>

1/2

※ただし、毎年度の予算状況等を踏まえ、算定割合の引上げ要件を満たす事業であっても、事業採択の調整を行う場合あり。

《補助要件》

- 整備される建物の**延床面積**が、複合化等の相手方を含めた公共施設（既存施設）より**10%以上削減**。
※ただし、複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。
- 複数の既存施設を複合化・集約化し、一つ以上の施設として整備すること。
- 複合化等の相手方は、公共施設（社会教育施設、子育て支援施設、学校施設など）とする。

想定される整備内容（屋内プールの例）

学校プールを社会体育施設と複合化

学校プールを**社会体育施設として屋内プールに改築**し、授業以外の時間帯を一般開放。（既存の社会体育施設のプールを同時に廃止）



学校プールの集約化

各学校で保有していたプールを廃止。
社会体育施設としてのプールを新改築し、学校が優先利用。



屋内プールの整備によりこんなメリットが！

- ✓ 年間通じて利用可能に。学校教育以外は地域へ開放。**住民の新たなスポーツの場に。**
- ✓ 維持管理を外部委託等することで、**教員負担の軽減にも寄与。**
- ✓ 天候や気温に左右されず、**計画的な水泳授業の実施が可能に。**
- ✓ 可動床の導入等により、利用者の体格や用途に合わせた**水深調整が可能に。**
- ✓ 屋外プールを利用する児童に比べ、倍以上の児童が水泳授業に対し好意的に。

持続可能な地域スポーツ・教育環境の実現に向けて、
中長期を見据えた検討をお願いします。